

広報広聴課長 様

宇和島保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議	
事務局（担当課）	宇和島保健所 企画課 医療対策係 (担当) 館野 晋治 (内線) 255	
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱	
設置年月日	平成 27 年 6 月 12 日	
審議会・検討会等の内容	宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。	
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 9 月 2 日	
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
公開・非公開に係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (名称)	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
病床数適正化支援事業について	医療需要の急激な変化を受け、病床数の適正化により経営の安定化に取り組む医療機関を対象に、削減する病床数に応じて給付金を支給し、地域に必要な医療提供体制の維持・確保を図ろうとするものであり、対象とする公立病院における審議、検討又は協議に関する情報に言及する。 そのため、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれたり、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、愛媛県情報公開条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当する。	(1) - 5
摘要	新たな決定	
	報告日	年 月 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。)

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入して下さい。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入して下さい。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入して下さい。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入して下さい。